

消防法及びこれに基づく政令等に対する陸上自衛隊燃料タンク、燃料補給施設等の特例基準に関する通達

昭和36年6月16日
陸幕発補第129号

各 方 面 総 監 殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規74)

消防法及びこれに基づく政令等に対する陸上自衛隊燃料タンク、燃料補給施設等の特例基準に関する通達

関連文書：35. 12. 7 陸幕発補第358号

「消防法及びこれに基づく政令に対する暫定措置に関する通達」
(公報第720号)

消防法及びこれに基づく政令等の自衛隊燃料タンク及び燃料補給施設に対する適用除外及び緩和については、その後数次にわたり消防庁と折衝を重ねてきたが、36年5月10日危険物の規制に関する政令第23条の基準の特例の適用に関し別冊のとおり、消防庁予防課長から各都道府県主管部長あて通達される運びとなった。

この特例基準の通達により、自衛隊の任務遂行上必要やむを得ない燃料のドラム缶による野積が認められたのをはじめとして、覆土式屋外タンク及び10KLを超える地下タンクの設置が許可され、また公共的危険性がきわめて少ない場所等における建築物の構造に関する規定の適用除外等大幅に法令の適用が除外又は緩和され、従来地元消防庁出先機関からの指摘事項が全面的に近いまで解決されたものと推測される。

このことは、自衛隊の特殊使命と燃料取扱安全管理に関する教育訓練の徹底及び法令基準に到達するよう施設整備の改善に対する不断の努力等が、関係当局に認められたためであって、今回消防法及びこれに基づく政令等の適用除外又は緩和が特に認められとしても法令等の精神は十分尊重し、累次の通達による燃料取扱いの安全管理にはこのうえも万全の措置を講ずるとともに、特別の予算を伴わず隊力等により改善可能な諸方策は今後とも積極的に推進を図るよう着意し、今後地元消防庁出先機関からの指摘を受けないように指導されたい。

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁 予防課長

危険物の規制に関する政令第23条の特例基準に就て
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）
第23条の基準の特例の適用に際しては、次の諸点を御留意のうえ、危険物規制
行政の運用に遺憾なきを期せられたい。

なお、貴職管内の関係市町村長に対しても、この旨示達願いたい。

記

第1 特定の危険物を貯蔵し又は取り扱う製造所等に対する基準製造所において貯蔵し、又は取り扱っている危険物の品名が下記のものにあつては、危険物の性状及び貯蔵又は取扱いの方法等から判断して、下記の基準を政令第23条の特例基準として適用して差し支えない。

1 生石灰

(1) 製造所の基準は次によること。

ア 窓及び出入口については政令第9条第7号及び第8号の規定を、温度測定装置については政令第9条第14号の規定をそれぞれ適用しないことができること。

イ 製造された生石灰を焼成炉から取り出す部分の周囲を次の構造とすることを除き、不燃材料以外の材料で作ることができること。

(ア) 生石灰は接するおそれのある壁及び柱の床からの高さが1.5mまでの部分は、不燃材料で建てるか、又は不燃材料で造った場合と同等の効力を有する不燃材料の被覆をすること。

(イ) 床を設ける場合は、不燃材料で造ること。

(2) 一般取扱所の基準及び屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造基準は、(1)の基準に準ずることができること。

2 アルコール類

アルコール類のうちエチルアルコールを貯蔵する屋内タンク貯蔵所にあつては、税務関係による検査があるので、政令第12条第4号の規定を適用しないことができること。

3 硫黄、金属粉及び第三石油類

硫黄のうち塊状硫黄の製造所等（熔融工程を行うものを除く。）金属粉Bのうち亜鉛粉末の製造所等及び第三石油類のうちD、O、P、D、B、P及びT、C、P等の可塑剤の製造所等で、延焼のおそれのない位置にある建築物にあつては、不燃材料以外の材料で造ることができ、窓及び出入口に関する規定は適用しないことができること。

4 発煙硫酸、無水硫酸及び濃硫酸

- (1) 製造所等の建築物にあっては、延焼のおそれのある外壁については不燃材料で、延焼のおそれのない外壁屋根及びはりについては不燃材料以外の材料で造ることができ、窓及び出入口に関する規定は適用しないことができること。
- (2) 屋外タンク及び屋内タンクにあっては、漏洩した危険物を収納し又は導入することができる堤、溝等を有効に設置した場合は、消火設備の設置を減少することができ、屋外タンクについてはその周囲に保有すべき空地の幅を、屋内タンクについてはその周囲に保つべき間幅をそれぞれ減少することができること。

5 二硫化炭素

- (1) 屋外タンク貯蔵所((2)により水没式タンク以外のタンクを設けるものを除く。)にあっては、タンクの周囲の空地の幅を消火活動上又は防災上必要な限度まで減少し、被覆設備として設ける上屋を不燃材料以外の材料で造り、通気管については政令第11条第8号の規定を、自動覚知装置については政令第11条第9号の規定をそれぞれ適用しないことができること。
- (2) 屋外タンク貯蔵所のタンクにあっては、水槽上に水置換式のタンクを設置するか、又は水置換式のタンクの外周を水を満たしたタンクで包む等水没式タンクに準じた措置を講じてある場合においては、その設置を認めることとすること。この場合において、タンク間の空地の幅は消火活動上又は防災上必要な限度まで減少することができること。

第2 特殊の位置又は特殊の周囲状況にある製造所等に対する基準

製造所等の設置の場所が特殊の位置にあるもの又は周囲の状況が公共危険の少ないもの等で、下記のものにあっては、その危険性から判断して、下記の基準を政令第23条の特例基準として適用して差し支えない。

1 自衛隊駐屯地等

- (1) 第一石油類又は第二石油類を容器入りのまま野積みの状態で取り扱っている場合は、一般取扱所として規制し、空地の幅については屋外貯蔵所の空地の幅に準ずること。
- (2) 覆土式の、屋外タンク貯蔵所を設置することができること。
- (3) トンネル内において危険物を貯蔵する場合には、タンクによる貯蔵にあっては屋内タンク貯蔵所と、ドラム缶による貯蔵にあっては屋内貯蔵所として規制し、建築物に関する規定は適用しないこと。
- (4) 給油取扱所の地下専用タンクは、車輛等の特殊性から10,000lをこえるものを設けることができること。

2 灯台

一般取扱所、屋内貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所にあつては、保有すべき空地の幅及び建築物の構造に関する規定は適用しないことができること。

3 製油所、油槽所

第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講ずることとする。

4 変電所、発電所

取り扱う危険物の性状及び取扱いの実情にかんがみ、政令第19条において準用する同令第9条第4号及び第14号の規定は適用しないことができ、その他の基準は第1の3に準ずることができること。

5 公共危険性が極めて少ない場所

製造所等の設置場所が、海、川、畑、広い空地等に面する場合、その他外部の立地条件が防火上安全である場合においては、製造所等の保有すべき空地の幅は、安全である側について減少することができ（ただし、屋外タンクにあっては、防油堤を設置するに必要な空地の幅は必要とする。）窓及び出入口に関する規定並びに防火上有効なへいに関する規定は適用しないことができ、延焼のおそれがない建築物については、建築物の構造に関する規定をそれぞれ適用しないことができること。

第3 製造所等に対するその他の基準

1 製造所及び一般取扱所

- (1) 圧延機のオイルセラーその他潤滑油の循環工程を行うタンクを設置する場所については、政令第9条第4号の規定は適用しないことができること。
- (2) ボイラー用のタンク又はボイラー室については、政令第9条第4号の規定は適用しないことができること。
- (3) 政令第9条第12号の規定を適用すれば作業上支障があると認められる場合において、液状の危険物の漏洩による流出を防止するため、ためます及び導入溝、側溝等を設けるときは、同条同号の周囲の囲いに関する規定は適用しないことができること。

2 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板については、貯蔵し又は取り扱う危険物の数量及び品名又は名称をそれぞれのタンクに記載した場合は、タンク群ごとに一括して設けることができること。

3 屋内タンク貯蔵所

ボイラー用のタンクの容量については、タンク専用室が火災危険性の少ない場所にあるときは、政令第12条第4号の規定は適用しないことができること。

4 地下タンク貯蔵所

貯蔵し又は取り扱っている危険物の容量を、常時測量して記載することにより、正確に把握し、かつ、危険物の漏洩を確認することができる措置を講じている場合は政令第13条第13号の規定は、適用しないことができること。

5 消火設備

- (1) 強化液を放射する 8.8 ℓ入りの小型消火器は、第五種の消火設備とみなし、棒状の強化液を放射するものにあつては、建築物その他の工作物、過酸化物B以外の第一類の危険物、第二類の危険物及び第五類の危険物にそれぞれ適応し、霧状の強化液を放射するものにあつては、上記の対象物、電気設備、第四類の危険物及び第六類の危険物について、適応するものであること。この場合、能力単位の数値は、第四類の危険物に対しては1.0、その他の対象物（電気設備を除く。）に対しては2.0と認められるものであること。
- (2) 政令第20条第1項第2号の規定により屋外タンク貯蔵所に設けらるることとされる第四種の消火設備は、隣接するタンク数個からなる群ごとに設けることができること。